慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中世リューネブルク井塩の取引について
Sub Title	Salt trade in mediaeval Lüneburg
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.6 (1954. 6) ,p.587(1)- 598(12)
JaLC DOI	10.14991/001.19540600-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540600-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世リューネブルク井鹽の取引について

高村象平

一

獨逸ハンザ商人の取扱つた數多くの商品の中で、鹽が重要なものであつたことについては、嘗て一言した。[1] 鹽が確保されてはじめてバルト海でとれた鰊も、遠路輸送に耐える商品となる。北獨逸のリューゲンやスカンヂナヴィア南端のスカネールは、北歐における最大の鰊市場であると同時に鹽市場であつた。これ等に搬入された鹽は、ゾイデルゼー諸都市商人によるベー地方（西部フランス）の天日鹽と、ハンザ商人特にリューベック商人によるリューネブルク鹽井の煎熬鹽とであつたが、數量と品質との上から後者が遙かに前者に優つた。リューネブルク井鹽の對外取引を殆んど壟斷したリューベック商人が、スカネールその他の市場で優位を占めたのは當然である。リューネブルク市にも鹽商人があり、更に製鹽者も鹽の回漕に關與した。それにも拘はらず、同市の井鹽の對外取引をリューベック商人の手中に委ねたのは何故であつたか。逆にいへば、リューベック商人はどうしてリューネブルク井鹽の取引を支配するやうになつたのか。本稿においてこの間の事情を考察するが、それに先立つてリューネブルク鹽井の生産關係を概觀

する。

(1) 拙稿、中世スカネールの漁業と獨逸ハンザ商人、史學、第二十六卷第三・四號（昭和二十八年六月）六四頁。

二

リューネブルク鹽井の最初の所有者は、その所在地の領主としてのザクセン公であつた。[1] 南獨逸の鹽井に見られる獨逸國王大權は、リューネブルクには存しなかつたのである。ザクセン公がこの鹽井をその隷屬民を使役して獨占直營したか、または採鹽希望者に賃貸したかは詳かでないが、[2] 恐らくこの兩者共に行なはれたのであらう。且つ傳承諸資料は諸公が財政窮迫に際して、鹽釜や釜屋の敷地（これを Pfannguf と稱する）、鹽釜に課した現物（鹽）または貨幣での製鹽稅（Salzrenten oder Chorusgüter といふ）を、次第に教會、下級貴族、市民に、或は贈與し或は賣却せざるを得なかつたことを示してゐる。

これ等新所有者の中では、教會・修道院が半ばを占めた。これは購入によるよりも供養地代の設定に基づくところが多いのであつた。[3] この聖界領主の優越を目して、教會とは關係のない他市民をも含めて、新所有者＝製鹽權所有者は Sülzprälaten と呼ばれた。彼等は必らずしも自ら製鹽を營なまんとする者ではなかつた。殊にリューネブルクから離れた場所に居住する場合（リューベック、ハンブルク、ブラウンシュワイクの市民の場合）、製鹽權所有は謂はば一種の投資行爲に外ならなかつた。この所有に基づく收益の獲得が意圖されたのである。

グルンドヘルとしてザクセン公が有した他種の權利も、第十三世紀に相次いで失はれた。右の製鹽權利者團は鹽井管理者（Sotmeister）任命權を買收し（一二二八年）、鹽釜鑄造監督職（Barmeisterei）も買收した[4]（一二六九年）。更にこの頃新たに鹽井が發見されるとザクセン公はこれを自營した。領國諸侯レガリアの行使であるが、製鹽權利者團にとつては競爭の發生を意味する。これを排除するために、彼等は新鹽井からの收稅の代償として八〇〇純銀マルクを上納し、この新鹽井を閉塞する許可を得ると共に、爾後リューネブルク市及び公領內において新たに鑿井せざることを確約せしめた[5]（一二七三年）。卽ちリューネブルク鹽井に對するレガリアの行使を禁絕せしめたのであつて、ここにリューネブルク鹽井は終局的に製鹽權所有者團の手中に歸したのである。

製鹽權所有が投資利益の收得を期したものである以上、製鹽作業を希望者に賃貸するのは當然であつた。既に第十三世紀にはリューネブルク市の製靴工、毛皮工、肉屋、金細工師等で製鹽を引受ける者が現はれてゐる。[6] 彼等は最初夫々の手工業の傍ら製鹽に從事した。それも幾許かの自己資本を投じてこれに參加したのではなく、また一介の賃勞働者として鹽井持分所有者に從屬したのでもない。その生產物（鹽）の一部分を製鹽權所有者に提供する約定のもとに生產を引受けたのである。しかもこれ等手工業者の謂はば副業的製鹽は、やがて彼等の主業に轉じて行つた。その製鹽による收利の少なからざることがこれを可能とせしめたのである。彼等が自己の資本所有なくして製鹽業者となり得た所以は、一にその生產物の賣却後に製鹽權所有者に賃借料を支拂ふ慣行の故であつた。賃借料の額は個々に協定されるのであつて一定しないが、ツェンカー女史は諸資料の檢討の結果、賃借人は全收益の半分を提供したと結論してゐる。[7] 加ふるに製鹽權者はその製鹽權を投資として見てゐたから、好機會があればこれを賣却することも辭さなかつた。このために製鹽所賃借人は、舊來の手工業によつてまたはその製鹽の賣却によつて得た資力を投じて、製鹽權を購入することが出來た。卽ち彼等は再轉して製鹽權所有者の列伍に加はつたのである。

彼等を Sülfmeister（sulfmester）と呼んだ。自から勞働してその經營を獨立せしめた者、Selbst-Meister の意で

ある。[8] この獨立製鹽者は後にギルドを結成したが、その加入資格は、第一にリューネブルク市民たること、第二に釜屋とその敷地とを所有して製鹽する資格を持つことであつた。[9] 製鹽技能の有無は問題とならなかつた。蓋し製鹽作業は概ね製鹽賃勞働者（Sülzer, Sülter）に委ねたからである。一二六二年以降においてリューネブルク鹽井の周圍に設けられた釜屋は五四戸、各釜屋には四ケの鉛製の鹽釜が置かれた。[10] 從つて組合員たるには最低四釜の製鹽經營の指揮者であれば足りた。そして最高五四名に限定された組合員は、リューネブルクにおける製鹽獨占を圖つたのである。

獨立製鹽者はもはや從前の如く自身製鹽作業には携はらない。彼等は賃勞働者を雇傭して製鹽せしめた。その作業は晝夜休まず續けられ、一戸の釜屋（藁葺の土小屋である）には最低三名の勞働者が使役された。Höder と呼ぶ晝間煎熬勞働者と、Söder と稱する夜勤勞働者と、薪や鹹水を運びその他雜用に從事する Voigt とである。[11] この外に鹽井から鹹水を汲み上げる Sodeskumpane や、薪をくべる Inscheterschen 等の勞働者を缺くことを得なかつたから、リューネブルクの全釜屋が完全就業する場合には三〇〇——四〇〇名の勞働者が使役されたと推定し得る。これは中世の諸事情の下において異例に屬する規模であつたといつてよい。

かかる賃勞働者が立身して獨立製鹽者となつた事例は傳はつてゐない。兩者の間に、一般のツンフトの親方と職人とに見る如き家父長制的關係が存したか、或は儼然たる溝渠が横たはつて對立的感情が抱かれてゐたかは、詳かにしないが、この後におけるリューネブルク市の政情より推察すれば、時の經過と共に、兩者の分岐は益々明確になつて行つたものの如くである。即ち獨立製鹽者はその致富によつて市政上に勢力を張つた。第十四世紀以降彼等の職業——獨立製鹽者たること——とリューネブルク市參事會員の地位との間には、かなり密接な相互關係が生ずるに至つた。勿論獨立製鹽者の全部が市長や市參事會員となつたわけではなく、時に消長はあつたが、[12] 彼等はこれ等の職の多くを占めた。製鹽がリューネブルク市の經濟の中核である以上これは必然であり、市政において製鹽關係の事項が審議されることが多い限り、その知識と經驗とを持つ彼等がこれに參與することは必要であつた。[13] 北獨逸の他の製鹽地ハレ、コールベルク等において、製鹽權所有者が市參事會員であつたことと相通ずるものである。

第十五世紀中葉リューネブルク市は他の獨逸都市におけると同樣な政變を經驗した。都市貴族の支配を排除して民主的市政を布かんとするものであつて、Prälatenkrieg と稱せられる。[14] 然しこの企ては短時日を以て終熄した。一四五四年追放された製鹽權所有者・獨立製鹽者は、二年後には再びその舊地位をとり戻したのである。しかもそれは單に舊態に復しただけではなかつた。その後間もなく獨立製鹽者は、彼等が復活した日（一四五六年十一月九日、聖テオドルス祝日）に因んで、テオドーリ・ゲゼルシャフトなる封鎖的團體を結成した[15]（一四六一年）。これはリューベック市のチルケル・ゲゼルシャフトに模したものである。獨逸ハンザ諸都市の支配者層間に密接な血緣關係が存したことはこに改めて說くまでもないが、相似た組織の形成もこの交流に負ふところ尠なくない。テオドーリ・ゲゼルシャフトの成員が dornicellus（Junker）と自稱したのも、チルケル・ゲゼルシャフトのそれを追つたものであつた。[16] 彼等は成員相互間のみならず貴族とも通婚することを求め、貴族と同格であると自負した。然しテオドーリ・ゲゼルシャフト結成の目的は、その高い社會的地位を誇示することだけにあつたのではない。この封鎖的團體に屬さぬ爾餘の市民を製鹽から排除することも目論まれたのであつた。そしてこの同族的封鎖制度は第十七世紀中葉の Salzkontor 設置まで續いたのである。

（1）Luise Zenker, Zur volkswirtschaftliche Bedeutung der Lüneburger Saline für die Zeit von 950—1370. (Hannover und Leipzig. 1906) S. 21.

（2）Ebenda. S. 22.
（3）Evenda. S. 48.
（4）Evenda. S. 25～6.
（5）Evenda. S. 24.
（6）Evenda. S. 32.
（7）Evenda. S. 39.
（8）Wilhelm Reinecke, Geschichte der Stadt Lüneburg, Bd. 1. (Lüneburg. 1933) S. 199.
（9）Zenker, a.a.O. S. 31.
（10）鹽釜の總數は二二六となる。Reinecke, a.a.O. Bd. 1. S.94.
（11）Zenker, a.a.O. S. 19.
（12）Reinecke, a.a.O. Bd. 1. S. 359 ff.
（13）Vgl. Siegmar Baron von Schultze-Galléra, Das mittelalterliche Halle, Bd. 1. (Halle a. d. S. 1925) S. 243—4, H. Riemann, Geschichte der Stadt Colberg (Colberg. 1873) S. 127 ff.
（14）Reinecke, a.a.O. Bd. 1. S. 203 ff.
（15）Ebenda. S. 377 ff.
（16）C. Wehrmann, Das Lübeckische Patriziat, insbesondere dessen Entstehung und Verhältniss zum Adel, in HGbll. 1872. S. 108.

三

前節においてリューネブルク鹽井の所有並びに經營關係を親つたが、次にリューネブルク井鹽の取引事情はどうであつたか。この販賣に當つてリューネブルクの獨立製鹽者（Sülfmeister）はどのやうな役割を演じたか。

掘鑿技術の見るべきものもなかつた中世において、製鹽地は鹹水が自然湧出する場所に限られざるを得なかつた。この點からして二六度もの鹹水を豐富に持つリューネブルク鹽井は、[1] その規模において、更にその需要において、北歐で首位を占めるものであつた。且つエルベ河に近くバルト海にも程遠くないといふ同市の地理的條件も、諸威・瑞典に鹽坑なく、波蘭・シュレージェンには極めて僅少な產額しかないという自然的條件と相俟つて、[2] リューネブルク井鹽の北歐における廣い販路を保證するのであつた。その販路を瞥見すれば、西方はアムステルダム、ロッテルダムに及び、北方は丁抹、瑞典、諸威の需要を充し、東方はノーヴゴロドのハンザ商館に至るまでのバルト海全地域を支配下に置いた。ただ南方は內陸諸鹽坑殊にハレ製鹽の競爭があるため、限られた範圍にしか延びなかつた。

廣大な販路のうちでリューネブルク井鹽が最も重點を置いたのは東北方面であつた。ツェンカー女史の計算によると、リューネブルク井鹽の生產額は、一二〇五年に四八萬六千ツェントナー餘、一三五〇年に五九萬六千ツェントナー餘であるが、[3] この大部分はリューベック經由でバルト海地域に運ばれたのである。「鹽の道」とも呼ばれるものは、最初はリューネブルク――アルテンブルク――メールン――リューベックの陸路であつた。[4] 然しエルベ河とバルト海とを結ぶシテークニッツ運河完成後（一三九八年）は、リューネブルク市を貫流するイルメナウ河を下つてツォーレンシピーカーに至り、ここからエルベ河を遡航してラウエンブルクへ、次いで運河を通つてリューベックに至る水路が主たるものとなつたのである。鹽という商品の帶びる嵩と重量とからして、取引數量の增大が水路利用を專らにするに至らしめたのであつたが、それだけにリューネブルク――リューベック間の鹽取引においてシテークニッツ運

河の占める地位は重要であつて、この通行權の制握は同時にリューネブルク井鹽の制握を意味するのであつた。

リューネブルク井鹽の取引は誰が行なつたか。これは、同市内における小賣の場合と、外部への卸取引の場合とで異なる。先づ小賣について關説する。

リューネブルク鹽井の傍らの廣場で、毎日新しい鹽が自由に誰にでも賣られた。賣手は獨立製鹽者であり、賣品は彼の製品であり、賣價は彼を代表するベールマイスターが、前日の生産數量、その品質、薪の價格、需要の多寡等を織り込んで決定したものによつた。(5) 但しこの鹽販賣は別にリューネブルック市民を優遇するものではない。このための施設としては、獨立製鹽者の組合に所屬する鹽賣場(Salzbude)が別個に設けられた。ここは市民への小賣を專ら行なふ。附近の農民も小量を需める場合はこの賣場から購入せねばならなかつた。鹽賣場には五四の釜屋から抽籤によつて定めた順序で一定量の製鹽が供給され、それが小賣されたのである。この賣買を管理する者は獨立製鹽者である。第二の施設として、Weissladerei と呼ばれた販賣所があつた。(6) この名稱は前日に製造した新しい鹽を販賣する場所の意に出る。ここで購入し得る者は附近の農民を主とする。彼等がリューネブルク市に食料品乃至薪を搬入した報償として、自由販賣よりも廉い價格で購入することが出來た。市民も半トン以上要る場合はここで買入れた。但し農民・市民孰れにあつてもその購入は自家消費用に限られ、轉賣を目的とした大量購入は禁止せられた。いふまでもなくこの施設は生産者＝獨立製鹽者のためのものでなく、リューネブルク市全體の利益を配慮して設けられたのである。從つて獨立製鹽者の立場からすれば、その手取り價格も少なく、ここでの販賣には冷淡にならざるを得なかつた。但しこの販賣所では年産額の二割近くが賣買されるのが恒であつた。

鹽は必需品ではあるが、年間を通じてその需要度には差違がある。春季から夏季へかけてスカネール漁場が賑はふ間は需要も多く、從つてその價格も上騰する。漁期が終つて價格は低落するが、秋季の農作物收穫期になると農民の購入を主因として再び騰貴する。この需要の旺盛な時に、聖ミカエリス祝日（九月二十九日）から一週間リューネブルク市ではミカエリス市が開かれた。これは鹽の自由市であつた。ここでの賣買に取引稅は課されない。市民も農民もこの市で一馬車分も買入れるのであつた。且つこの市は製鹽勞働者にとつても買入れ時であつた。その製鹽の際または運搬の際に地上に落ちて塵を混えた鹽を、この市日に賣ることが出來たからである。優秀品を必要としない農民はこの廉價品を爭つて需めた。賣上金は製鹽勞働者の所得となつた。このため汚鹽が十分にない場合、故意に雪白の鹽を汚して賣ることも尠なくなかつた。これを防止または廢絶せんとして獨立製鹽者は諸種の對策を講じたが、舊來の慣行を楯にする勞働者の聽從するところとはならなかつたのである。

次に對外取引について述べる。獨立製鹽者からその製鹽を大量仕入れて外部に賣却する鹽商人は、最初はリューネブルク市民が主であつた。(7) 彼等と並んで他地商人も、ザクセン公から取引を許されて以來(8)（一二五七年）、自由に鹽を買入れてこれを轉賣した。然し第十四世紀において獨立製鹽者が經濟的にも社會的にも勢力を張るに至ると、彼等も亦この鹽の對外取引に加はり、更には從來の鹽商人を排除してこれに關與することを企てたのであつた。その關與とは必らずしも彼等が自製または他者の製鹽を携えて他地に賣込むことを意味しない。殊に市政の局に當つてゐる場合の如きその職を空けることは不可能に近い。然し同族と共同して鹽の輸出に携はることは容易であつた。また同業者が一團となり、その代理者をしてこれに專從せしめることも可能であつた。

リューネブルク獨立製鹽者がリューベック市場と直結した一つの途は、後者における特定鹽商人を問屋としてこれに送貨するものであつた。この場合問屋には取扱手數料（一ラストに付き四シリング）を支拂ふだけであるから獨立製鹽

者の手取り額は多いが、その他面、運送途上における危險や賣買完了に至るまでの損害は彼が負擔せねばならなかつた。且つ離れた場所における取引の實情も不明であり、賣上金が正當なものであるか否かも詳かでない。このため獨立製鹽者はその代理人をリューベック問屋の許に派遣し、鹽の受領や賣却の際に立會はせることをした。これによつて代理人が忠實に振舞ふ限り獨立製鹽者の收得額は正確となるが、然しリューベック問屋の側からすればこの代理人の駐在は甚だ煩はしいものであつた。

第二の方途はマスコペー（Maskopei）取引である。これも獨立製鹽者とリューベック鹽商人とが個々に取引關係と結ぶ點では問屋取引と變りはない。然し損益の分配方法において異なる。卽ちマスコペーとは組合商業であつて、依託者と受託者とがその出資額に應じて損益を分收するものをいふ。そしてこの組合は獨立製鹽者と鹽商人とが夫々一人であるとは限らず、兩者側共に數名を以て結成することが多かつた。組合存續期間は一ヶ年が普通であつた。勿論更新繼續することを阻げない。一四九八年末に作成された翌九九年の製鹽の販賣に關する商業組合設立契約書によれば、(9) この組合はリューネブルクの製鹽者及びリューベックの鹽商人各三名によつて構成され、リューベックにおける賣却價格に應じてリューネブルク製鹽者への支拂額が決ることになつてをり、その清算は六ヶ月以內に完了すべき約定であつた。これはリューベック商人がリューネブルクへの代金決濟を故意に遲らせたとは限らない。彼も商慣習として顧客に掛賣をしてゐたからであつた。この契約書の中に六ヶ月以上の掛賣はしないことを定めてゐるのは、それまでこれ以上の長期の掛賣が行なはれてゐた事實と語るといつてよい。代金回收を促進する措置として、この契約書では、三ヶ月までの期限には鹽一ラストに付き八シリング、これを越えて六ヶ月までの場合は一ラストに付き一マルクの割合で追徵金を課すことを定めてゐる。

このマスコペー取引を以てリューネブルク製鹽者は舊來の同市鹽商人の介入を排除し得た。然しその期圖する同市の井鹽取引の獨占とは程遠いものであつた。しかも尙この取引形態に依らざるを得なかつた事情が存した。

リューベック鹽商人＝鹽回漕業者は Herren von der Salzfuhr と自稱して一團となつてゐた。この組織に加はる者は、同市のチルケル・ゲゼルシャフトや、一四五〇年これから分離したカウフロイテ・コンパニーにも所屬すること多く、彼等はリューベックの都市貴族の一部をなしてゐた。(10) 從つてこの組織は、一般にアムトと呼ばれる手工業者乃至小賣商人の同職組合とは、別個の性格のものである。形式的にはシテークニッツ運河を航行する船舶を所有する者は誰でも鹽取引を營なみ得たが、然しこの點において既に鹽取引への參加には制限があつたのである。

前記のマスコペー取引を結んだリューベック鹽商人は、すべてこの鹽回漕業者であつた。彼等がマスコペー取引の故に逸した利潤を取り戻さんとして講じた措置は、シテークニッツ運河における鹽の運送料引上げであつた。然しこれには限度があつた。このため彼等は、彼等のみがこの運河における商品輸送權を有すると主張する策に出た。これには異論が續出した。この鹽回漕業者の獨占策は第十五世紀前半に既に存してゐたのであつて、一四三三年のリューベック市參事會の布告に、運河通航並びにこれを使用する船舶建造は誰にも自由たるべしといふものは、この頃既に鹽回漕業者の間に獨占の動きが强かつたことを示すものである。しかもこの布告にも拘はらず、前記の一四九八年の商業組合契約書には、鹽の輸送は鹽回漕業者だけが行なひ得ると記載してゐる。卽ち事實問題として彼等の結合は鞏固となつてをり、シテークニックにおけるその輸送權は法的基礎の有無の論議を越えて誰も認めざるを得ぬものとなつてゐたのである。

かくの如くステークニッツ運河といふ肝要な輸送路の支配の故に、更に多年築き上げたリューベックからバルト海

諸地域への販賣網の掌握の故に、リューネブルク製鹽者はリューベック鹽回漕業者と協力することを餘儀なくされ、後者に本來の遠隔地取引を委ねたのであつた。この協力とは前記のマスコペー取引を指す。リューネブルク製鹽者は生産に携はるのみでなく、その製品の販賣にも關與した。然し彼等が制握し得たのは前者についてであつて、後者を壟斷することは出來なかつた。交通路を支配し得なかつたからである。その他方、リューベックの鹽回漕業者はマスコペー取引を以てする限り、シテークニッツ運送獨占によつてのみその收利を殖し得たのであつた。兩者孰れも制約を受けたのである。そしてマスコペー取引はこの後三十年戰役によつて取引關係の攪亂するに至る時まで續けられたのであつた。

（1）Zenkre, a.a.O. S. 1.
（2）Hermann Heineken, Der Salzhandel Lüneburgs mit Lübeck bis zum Anfang des 15. Jahrhunderts. (Berlin. 1908) S. 15.
（3）Zenker, a.a.O. S. 18.
（4）Friedrich Bruns, Lübecks Handelsstrassen am Ende des Mittelalters, in HGbll. 1897. S. 55—8. ハンブルグへはイルメナウ河及びェルベ河を下る水路が利用され、ブランデンブルツヘはェルベ、バーフェル兩河を遡航した。
（5）Heineken, a.a.O. S. 104—5.
（6）Ebenda. S. 112 f.
（7）Ebenda. S. 133.
（8）Ebenda. S. 23.
（9）HUB. Bd. 11. Nr. 1105.
（10）Wehrmann, a.a.O. S. 114.

南北戰爭・再建期（一八六〇—七二年）における勞働運動（二）

川田　壽

一　はしがき
二　社會經濟等の狀態
三　內戰時の勞働運動
以上前號
四　再建期の勞働運動
(13) 勞働階級と再建　(14) 全國勞働組合の發展
(15) 八時間勞働制運動　(16) 婦人勞働者と組合運動
(17) 黑人問題　(18) 國際提携
(19) 協同組合運動　(20) 政治活動
(21) 全國勞働組合の衰滅　(22) ナイト・オブ・レーバーの出現